

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第16号

## 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成9年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（整備基準）

第3条の2 区は、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して区営住宅及び共同施設（以下「区営住宅等」という。）を整備するものとする。

2 区は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように区営住宅等を整備するものとする。

3 区は、区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第5条第1項中「墨田区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条第2項第4号中「の規定に基づく」を「に規定する」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「ことの」を「ことが」に改め、同項第4号ア中「令第6条第4項」を「第5項」に、「令第6条第5項第1号に定める金額」を「月額21万4,000円」に改め、同号イ中「令第6条第5項第2号に定める金額」を「月額21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、月額15万8,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号」を「月額15万8,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「車いす利用者向け住宅」を「車椅子利用者向け住宅」に、「ことの」を「ことが」に改め、同項第1号中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす利用者」を「車椅子利用者」に、「又は」を「、又は」に改め、同項第2号中「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同条第3項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号アに規定する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 使用者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場

合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 使用者又は同居者が第3項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第9条第3項第1号中「又は」を「、又は」に改める。

第10条第1項第1号中「の連署する」を「が連署する」に改める。

第17条第1項中「区営住宅及び共同施設」を「区営住宅等」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第23条第1号中「車いす使用者向け住宅」を「車椅子使用者向け住宅」に、「車いすを」を「車椅子を」に、「準じる」を「準ずる」に改める。

第27条第4項中「令第6条第4項」を「第6条第5項」に、「及び」を「、及び」に改め、同条第6項中「規定に基づく」を「規定による」に改める。

第28条中「又はイに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号ア又はイに規定する金額を、同号ウに掲げる場合にあつては令第8条第1項に定める法第23条第2号ハに掲げる場合の」を「、イ又はウに掲げる場合にあつては、それぞれ同号ア、イ又はウに規定する」に改める。

第38条第1項第4号及び第46条第1項第4号中「き損」を「毀損」に改める。

第47条及び第49条第1項中「区営住宅及び共同施設」を「区営住宅等」に改める。

別表立花三丁目第二アパートの項及び墨田一丁目アパートの項中「車いす使用者向け住宅」を「車椅子使用者向け住宅」に改める。

## 付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条第5項第3号の規定の適用については、同号中「使用者が60歳以上」とあるのは「使用者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「又は60歳以上」とあるのは「又は同日前において57歳以上」とする。